

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所

## 公正な職務執行確保のための内部統制の体制に関する規程

制定 平成25年4月1日 規程第621号

### (目的)

第1条 本規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所(以下「法人」という。)の職員の公正な職務執行の確保のための内部統制の体制について必要な事項を定めることにより、法人におけるコンプライアンスを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条に定める職員及び同第3条第2項各号に掲げる職員をいう。
- (2) コンプライアンス 職員による法令の遵守の確保及び不正な行為の防止を図ることにより、職員の公正な職務の執行を確保することをいう。
- (3) 内部統制 法人におけるコンプライアンスを推進するための措置を実施することを通じて、法人の運営を統制することをいう。

### (最高内部統制責任者等)

第3条 内部統制の円滑な実施を図るため、法人に最高内部統制責任者(以下「最高責任者」という。)及び副最高内部統制責任者(以下「副最高責任者」という。)を置く。

- 2 最高責任者は理事長をもって充て、副最高責任者は理事をもって充てる。
- 3 最高責任者は、法人におけるコンプライアンスを統括する。
- 4 副最高責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故ある時又は最高責任者が欠けた時は、あらかじめ最高責任者の定める順位により、その職務を代行する。

### (総括内部統制責任者)

第4条 法人における内部統制を総括するため、総括内部統制責任者(以下「総括責任者」という。)を置く。

- 2 総括責任者は、総務部長をもって充てる。
- 3 総括責任者は、最高責任者及び副最高責任者の命を受けて、次の各号に定める事務を所管する。
  - (1) 法人における内部統制に関する事務の総括に関すること。
  - (2) 法人におけるコンプライアンスに関する事務の総括及び研修の実施に関すること。

### (内部統制責任者等)

第5条 法人の各部における内部統制の円滑な実施を図るため、各部に内部統制責任者を置く。

- 2 内部統制責任者は、各部長をもって充てる。
- 3 内部統制責任者は、最高責任者及び副最高責任者の命を受けて次の各号に定める事務を所管する。
  - (1) 部内におけるコンプライアンスに関する研修の実施に関すること。
  - (2) その他部内における内部統制に関する事務の処理に関すること。

### (内部統制連絡会議)

第6条 内部統制に関する重要事項及びコンプライアンスを推進するための方針及び体制整備にかかわる重要事項を審議するため、内部統制連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

- 2 連絡会議の組織及び運営については、地方独立行政法人大阪市立工業研究所内部統制連絡

会議設置規程に定める。

( 役員の責務 )

第7条 法人の理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所倫理綱領(以下「倫理綱領」という。)を踏まえ、コンプライアンスを経営の最重要課題の1つとして認識したうえで、業務遂行にあたらなければならない。

2 役員は、コンプライアンスに必要な体制を整備し、コンプライアンスの実現・確保を図らなければならない。

3 次条第4項において相談・報告した職員のプライバシーの保護について、また、相談・報告した職員並びに正当な対応をした職員が、そのことをもって不利益な取り扱いを受けることが無いように、役員は十分に配慮しなければならない。

( 職員の責務 )

第8条 職員は倫理綱領及び就業規則を踏まえ、コンプライアンスを確保しつつ業務を遂行しなければならない。

2 職員は、業務上必要となる法令等について十分な知識を修得するように努めなければならない。

3 職員はコンプライアンス上問題となる事例又はその恐れがある事例を発見した場合は第5条に定める内部統制責任者等に相談・報告しなければならない。

4 前項において職員が相談・報告しなければならない場合、前項に定める報告とは別に、次条に定める内部通報窓口を通して報告することができる。

( 内部通報窓口 )

第9条 最高責任者は、法人内に内部通報窓口を設置する。

( コンプライアンス・マニュアルの制定・改廃 )

第10条 コンプライアンスを実現するための具体的な手引書として、連絡会議の決議によりコンプライアンス・マニュアルを制定する。

2 総括責任者は、法令等の改廃動向なども踏まえ、コンプライアンス・マニュアルの内容を定期的に見直し、改正する。

3 コンプライアンス・マニュアルの重要な見直しは、連絡会議の決議に基づく。

( 報告等 )

第11条 最高責任者は、内部統制に関する状況等について必要があると認めるときは、総括責任者、内部統制責任者に対し、報告を求め、又は意見を述べることができる。

( 改廃 )

第12条 本規程の改廃は、連絡会議に諮ったうえ理事長が決定する。

2 本規程は、必要に応じて適宜見直すものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。